

認知症施策推進関係閣僚会議の推進体制等について

平成31年3月

推進体制

認知症に係る諸問題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な対策を推進するため認知症施策推進関係閣僚会議の設置をはじめ、横断的かつ実質的な推進体制を構築。

認知症施策推進関係閣僚会議

←旧 認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議

- 政府の総合的な認知症対策の司令塔
 - ・議長) 官房長官
 - ・副議長) 健康・医療戦略を担当する国務大臣
厚生労働大臣

有識者会議

- 施策全般

専門委員会

- 各分野(研究開発等)

(提言)

幹事会

- ・座長) 総理大臣補佐官
- ・座長代理) 厚生労働省医務技監
- ・構成員) 各省庁局長・審議官級

認知症官民協議会

- 具体的施策等について協議
事務局: 厚労省・経産省

(連携)

事務局(内閣官房/厚労省)

- ・ 研究開発、産業促進、国際協力(内閣官房)
- ・ 公的施策の企画・立案(厚労省)

各国の認知症施策

○海外でも多くの国において認知症は重要な社会課題と捉えられており、国家戦略の策定など国を挙げて取組を推進。
○我が国においても、政府全体で認知症施策を強力に推進していくため、全省庁一丸となつての取組が必要。

日本	イギリス 国家認知症戦略	アメリカ 国家アルツハイマー計画法に基づく計画	フランス 神経変性疾患に関する国家計画	オーストラリア 認知症に関する国家構想
認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン) ～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～				
2012年に厚生労働省が「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」を策定。2015年に関係12省庁が共同して戦略を策定。	2009年に国家認知症戦略を5か年計画として発表。2015年に新たな戦略(～2020年)を発表。	2011年に国家アルツハイマー計画法が署名され、2012年に同法に基づく計画を発表。	2001年に認知症国家戦略を策定。2014年からは神経変性疾患全般に関する新たな戦略として策定。	2005年に認知症に関する国家構想を策定。現在は2015年から2019年までの計画期間中。
主な項目				
<ul style="list-style-type: none"> 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供 若年性認知症施策の強化 認知症の人の介護者への支援 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進 認知症の人やその家族の視点の重視 	<ul style="list-style-type: none"> 世界的なリーダーとしての役割の継続 リスクの低減(予防) 健康とケア 認知症の啓発と社会的アクション(認知症フレンドと認知症にやさしい地域) 研究 	<ul style="list-style-type: none"> 2025年までにアルツハイマー病を予防し効果的に治療 ケアの質と効率性を向上 アルツハイマー病の人とその家族への支援の拡大 社会の認識と関与を拡大 データに関する取組を改善し、進捗状況を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 診断の質の向上等 包括的で個別化されたケアプラン等 病期を通じたケアの質の向上 専門家の質の向上 社会認識や包摂等 孤立防止、社会の連帯等 家族等の介護者支援 経済的影響の軽減と若年患者の就労支援 人権・倫理 研究への支援とコーディネーション 予防や進行の緩徐化のための疾患の理解 プラン実行におけるガバナンスの確保等 	<ul style="list-style-type: none"> 啓発の促進とリスクの低減(予防) 適時の診断 診断直後のケアや支援へのアクセス その後のケアや支援へのアクセス 入院中や退院後のケアや支援へのアクセス 終末期・緩和ケアへのアクセス 研究の支援・促進

上記のほか、韓国、インドネシア等アジア各国でも国家戦略の策定などの取組が進められている。(厚生労働省調べ)

認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の概要

～ 認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～ (平成27年1月策定・平成29年7月改定)

- ・ 新プランの対象期間は団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年
- ・ 策定時の数値目標は、介護保険事業計画に合わせて2017(平成29)年度末等で設定されていたことから、第7期計画の策定に合わせ、平成32年度末までの数値目標に更新する等の改定を行った(平成29年7月5日)

新オレンジプランの基本的考え方

- ・ 高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備群。高齢化の進展に伴い、認知症の人はさらに増加
- ・ 認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境整備が必要。



認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。

- ・ 厚生労働省が関係府省庁(内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)と共同して策定
- ・ 策定に当たり認知症の人やその家族など様々な関係者から幅広く意見を聴取

七つの柱

- ① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③ 若年性認知症施策の強化
- ④ 認知症の人の介護者への支援
- ⑤ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
- ⑦ 認知症の人やその家族の視点の重視

スケジュール(案)

関係行政機関からの施策を取りまとめて大綱を策定し、政府方針へ反映。

